

証券コード3035
平成23年7月25日

株 主 各 位

名古屋市東区泉二丁目3番3号

ケイティケイ株式会社

代表取締役社長 伊藤 主計

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

この度の東日本大震災により被災された皆様には、謹んでお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申しあげます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年8月9日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年8月10日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第40期（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.ktk.gr.jp/>) において、修正事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成22年5月21日から
平成23年5月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、景気の持ち直しに向けた動きが見られ、足踏み状態を脱しつつあるものの、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあり、この度の東日本大震災の影響に伴う電力供給の制約、原子力災害および原油価格の上昇の影響等により、景気の下振れ懸念が依然として続いている状況にあります。

このような中で、当社グループを取り巻く経営環境は、企業の消耗品使用量の節約とIT投資抑制の影響を大きく受けるとともに、東日本大震災に伴う一部商品の入荷不順の影響を受けました。これらの結果、当連結会計年度の売上高は8,692百万円(前連結会計年度比3.2%減)、営業利益は49百万円(同73.3%減)、経常利益は44百万円(同74.4%減)、当期純利益は18百万円(同80.2%減)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

【サプライ事業】

当社グループの主力商品であるリサイクル商品(リパクトナー)は、販売本数が前連結会計年度比100.3%と前年の販売本数を維持するものの、競合各社との継続的な価格競争により販売単価が下落し、売上高は減少いたしました。OAサプライ商品は、新品トナーカートリッジならびに紙製品のPPC用紙、ロールペーパー、オーダー用紙の販売量が落ち込み、売上高は減少いたしました。その他においては、当社独自のWeb購買システム「ケイティケイ はっするネット」の推進に伴い一般事務用品の販売が好調であったことと、企業向けに販売展開をしています電化製品の売上増により売上高は増加いたしました。これらの結果、売上高は8,443百万円、セグメント利益は30百万円となりました。

【ソリューション事業】

IT商品は、引き続き企業のセキュリティ関連のIT投資抑制を受け、電子署名付加サーバおよびメール暗号化サーバソフトウェア(SPIS-BOXシリーズ)をはじめとし、ASP総合サービス「@Securemail」といったメールセキュリティ関連商品の売上高が減少いたしました。これらの結果、売上高は248百万円、セグメント利益は13百万円となりました。

セグメント別売上高

セグメント	期 別	第40期 (当連結会計年度) (平成23年5月期)	
	第39期 (平成22年5月期)	金額(千円)	前期比(%)
サ プ ラ イ 事 業	8,710,352	8,443,938	96.9
ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	273,388	248,683	91.0
計	8,983,741	8,692,622	96.8

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において、本社隣地の取得、社内システムの改良、当社子会社である株式会社アイオーテクノにおける「リパクトナー(リサイクルトナーカートリッジ)」等の生産性向上を図るための機械装置および工具器具備品の購入等により、総額219百万円の設備投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分 の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、厳しい経済環境の中、オフィス関連商品において、競合他社との競争は今後ますます激しくなることが予想されます。

このような外部環境の変化に対し、グループ全体の収益力を強化し、自社開発商品を中心に高付加価値商品の拡販にて競争力の強化と他社との差別化を図り、「ケイティケイ はっするネット」のFC(フランチャイズチェーン)の展開の推進により、売上高を拡大していくことが重要であると考えております。

また、柔軟に対応できる経営・管理の質を充実させるとともに、人材の育成ならびに変動に強い企業構造へ変革していくことが当社グループの最大の課題と考えております。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	第37期 (平成20年5月期)	第38期 (平成21年5月期)	第39期 (平成22年5月期)	第40期 (当連結会計年度) (平成23年5月期)
売 上 高(千円)	9,926,482	9,519,701	8,983,741	8,692,622
当 期 純 利 益(千円)	44,863	58,866	94,878	18,823
1株当たり当期純利益(円)	12.33	16.18	26.08	5.17
総 資 産(千円)	4,670,397	4,521,857	4,289,988	4,250,101
純 資 産(千円)	2,052,008	2,050,535	2,098,701	2,064,645

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主 な 事 業 内 容
株式会社アイオーテクノ	10,000	100.00	リパクトナー・リパック リボンの製造

(注) 1. 当社の連結対象会社は、上記の重要な子会社1社であります。
2. 当連結会計年度の業績につきましては、「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(11) 主要な事業内容

当社グループはリサイクル商品およびOAサプライ商品ならびにインターネットを利用したIT商品の製造・販売（卸売）を行っております。

主要な取扱品目は次のとおりであります。

サプライ事業

(リサイクル商品)

- ・リパクトナー トナーカートリッジのリユースリサイクル
- ・リパックリボン インクリボンのリユースリサイクル

(OAサプライ商品) 印字装置を中心としたOA機器に使用する消耗品

- ・トナーカートリッジ レーザープリンタ、マルチファンクションプリンタおよび普通紙FAX等印字用消耗品
- ・インクリボン ドットプリンタおよびサーマルプリンタ印字用消耗品
- ・インクカートリッジ インクジェットプリンタ印字用消耗品
- ・OA汎用紙 OA汎用紙「美麗」、再生PPC用紙、カラーPPC用紙
- ・ビジネスフォーム オーダーフォーム用紙、タックフォーム用紙
- ・コンピュータ用連続帳票 連続用紙(ストックフォーム)
- ・ロールペーパー FAX用感熱紙、計算機用ロール紙、ファームバンキング用感熱記録紙
- ・磁気商品 OA機器データ記録用媒体

(その他)

「ケイティケイ はっするネット」に係る文具・事務用品、製図用紙等上記の品目に含まれないオフィス関連商品等

ソリューション事業

(IT商品) インターネットを中心としたネットワーク関連商品

- ・SPIS-BOXシリーズ 電子署名・暗号化サーバソフトウェア
- ・@Securemailシリーズ メールセキュリティASP総合サービス
- ・F-Secure インターネットセキュリティソフト
- ・Act mail レンタルサーバ
- ・Act office グループウェア
- ・Actmagazine メールマガジン配信システム
- ・Actpage インターネットセールスプロモーションパッケージサービス
- ・その他 診療予約システムソフトウェア、ホームページ制作、システム開発

(12) 主要な営業所および工場（平成23年5月20日現在）

① 当社

本 社 名古屋市東区泉二丁目3番3号
名古屋支店 名古屋市東区泉二丁目18番13号
東京支店 東京都豊島区東池袋一丁目17番8号 NBF池袋シティビル9F
大阪支店 大阪府中央区石町一丁目2番8号
営業所 札幌営業所（札幌市中央区） 仙台営業所（仙台市太白区）
埼玉営業所（さいたま市桜区） 千葉営業所（千葉市中央区）
横浜営業所（横浜市西区） 浜松営業所（浜松市中区）
静岡営業所（静岡市駿河区） 松本営業所（松本市白板）
岡崎営業所（岡崎市明大寺本町） 岐阜営業所（岐阜市江添）
三重営業所（四日市市鵜の森） 富山営業所（射水市流通センター）
京都営業所（京都市下京区） 神戸営業所（神戸市長田区）
広島営業所（広島市中区） 松山営業所（松山市小栗）
福岡営業所（福岡市博多区）
配送所 春日井配送センター（春日井市宗法町）

② 子会社

株式会社アイオーテクノ
本 社 春日井市惣中町二丁目60番1号
駒ヶ根工場 駒ヶ根市下平

(13) 従業員の状況（平成23年5月20日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
251名	一名

(注) 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務役員1名および嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数66名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
193名	1名減	35.4才	7.5年

(注) 従業員数は、就業人員であり、子会社への出向者1名、使用人兼務役員1名および嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数17名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先（平成23年5月20日現在）

借入先	借入残高(千円)
株式会社中京銀行	210,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	120,000

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成23年5月20日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,675,000株
(自己株式37,715株を含む)
- ③ 株主数 807名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	出資比率(%)
加藤道明	870,200	23.92
名古屋中小企業投資育成株式会社	400,000	11.00
伊藤主計	204,400	5.62
村木文恵	108,000	2.97
加藤進策	104,300	2.87
厚東和寿	100,000	2.75
株式会社三菱東京UFJ銀行	90,000	2.47
株式会社中京銀行	75,000	2.06
株式会社ジャスト	75,000	2.06
明治安田生命保険相互会社	60,000	1.65

(注) 出資比率は自己株式(37,715株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成23年5月20日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 藤 主 計	営業本部長兼経営執行会議議長 株式会社アイオーテクノ代表取締役社長
常 務 取 締 役	鈴 木 克 郎	品質保証推進本部長兼経営執行会議副議長
常 務 取 締 役	木 村 裕 史	管理部長
取 締 役	赤 羽 聡	経営企画部長
取 締 役	青 山 英 生	株式会社青雲クラウン代表取締役社長
常 勤 監 査 役	高 橋 省 吾	
監 査 役	林 崎 正 生	
監 査 役	常 盤 秀 樹	

- (注) 1. 取締役のうち青山英生氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち高橋省吾および林崎正生の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役のうち高橋省吾および林崎正生の両氏は、当社が株式を上場している大阪証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
4. 監査役林崎正生氏は、国税局を中心に税務署長等を歴任し、また、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成22年8月10日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって、監査役加藤周三氏は任期満了により退任し、新たに常盤秀樹氏が監査役に選任され就任いたしました。また、同株主総会にて新たに青山英生氏が取締役に選任され就任いたしました。
6. 当事業年度中に以下の取締役の地位、担当等に異動がありました。

(平成22年8月10日付)

氏 名	新	旧
木 村 裕 史	常務取締役 (管理部長)	取締役 (管理部長)

(平成23年2月3日付)

氏 名	新	旧
赤 羽 聡	取締役 (経営企画部長)	取締役 (サプライ事業部長兼品質保証推進本部営業品質保証主任管理者)

(平成23年4月11日付)

氏 名	新	旧
伊 藤 主 計	代表取締役社長 (営業本部長兼経営執行会議議長)	代表取締役社長 (サプライ、ソリューション事業部統括兼経営執行会議議長)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	当事業年度の支給額	摘 要
取 締 役	5名 (うち社外 1名)	65,856千円 (うち社外2,464千円)	月額20,000千円以内
監 査 役	4名 (うち社外 2名)	8,542千円 (うち社外6,936千円)	月額 3,000千円以内
計	9名	74,398千円	

- (注) 1. 摘要欄には、株主総会で承認を受けた報酬額を記載しております。
2. 上記支給人員には、平成22年8月10日開催の第39期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 上記取締役および監査役の支給額には、当事業年度に計上した以下の役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
- 取締役5名 8,876千円 (うち社外1名 264千円)
- 監査役4名 992千円 (うち社外2名 816千円)
4. 上記支給額のほか、平成22年8月10日開催の第39期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して13,024千円、退任監査役1名に対して4,753千円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役青山英生氏は、株式会社青雲クラウンの代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社青雲クラウンは、販売提携契約を締結し協業関係にあります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	青山英生	平成22年8月10日の就任後に開催した当事業年度の取締役会12回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と見識から適宜発言を行っております。
社外監査役	高橋省吾	当事業年度開催の取締役会15回および監査役会13回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、自ら同行した内部監査や会計監査人との意見交換について取締役会ならびに監査役会において必要な発言を行っております。
社外監査役	林崎正生	当事業年度開催の取締役会15回中14回出席し、また当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、取締役会ならびに監査役会において必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役は240万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の合計	18,000千円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 代表取締役社長はじめ役員は、会社の運営において、法令、定款および社内規程の遵守（以下、「コンプライアンス」という）が、利益の確保に先だって必要不可欠であることを認識し、その旨を全社に周知徹底する。
 - ロ. 取締役会は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社グループの全役員等が職務の執行に当って指針とすべき「k t kグループ 社員行動規範」を制定し、その遵守、実践を徹底する。
 - ハ. 当社グループの全役員等が、コンプライアンス違反と思われる行為を発見した場合の報告体制として、通報者の権利保護に万全を期した「リスク通報体制（内部通報制度）」を設置する。
 - ニ. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 取締役会その他重要会議等の議事録および重要な稟議書、決裁書類には、議案に係る資料とともに取締役の意見をも極力詳細に記載し、当該情報の主管部門（管理部総務課）が「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
 - ロ. 取締役および監査役は必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」を策定し、当社事業を取り巻く各種リスクについて、各部門が個別に重要なリスク項目を抽出し、その項目ごとに予防策およびリスク発生時の対応策を定める。また、リスクの重要度に応じた「管理基準」を定め、リスク管理のモニタリング（監視活動）体制のあり方についても規定する。
 - ロ. 「管理基準」は、法的規制その他経営環境やリスク要因の変化に応じて適宜見直しを行うとともに、その適切性、有効性については、内部監査の重点監査対象とする。
 - ハ. 万一の重大リスク発生に速やかに対処できるよう、代表取締役社長を責任者とする「リスク管理委員会」を設置するとともにメンバーを予め定め、非常事態に備える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 毎期策定される当社グループの年度計画に基づき、それぞれの事業部門の業務執行を委嘱された取締役が、設定された目標達成のための活動を行う。
 - ロ. 月次の業績は、毎月開催される定例の取締役会での報告に加えて、取締役、執行役員ならびに代表取締役社長が指名する各部門の幹部社員および関係会社の役員を構成員とする「経営執行会議」において、計画と実績の差異を詳細に検証し、職務執行の効率向上と情報の共有化を図る。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 「コンプライアンス委員会」の構成員には子会社の役員も含まれる。また「k t kグループ 社員行動規範」および「リスク管理規程」はグループ全体に適用され実践される。
 - ロ. 親会社と子会社間の不適切な取引または会計処理を防止するため、親会社による内部監査、会計監査人監査、監査役監査の重点実施項目とし、子会社の監査役との情報交換および協議を適宜行うことによって業務の適正を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および同使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 現在は、監査役の職務を補佐する専任補助社員制度はないが、監査役会から要求があった場合には、速やかに当該制度を設置し、取締役からの独立性についても考慮する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会および経営執行会議その他の重要会議に出席し、重要事項の審議と経営判断の過程を確認するとともに、必要に応じて取締役または関係部門の責任者に説明を求めることができる。
 - ロ. 当社グループの全役職員等は、職務執行に関する重大な法令・定款違反や不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他監査役の求める事項について報告および情報の提供を行わなければならない。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役社長および経営幹部は、監査役と定期的もしくは監査役の求めに応じて随時に会合をもち、経営方針やグループ全体の経営課題、経営環境の変化等について意見の交換を行う。
- ロ. 当社グループの全役職員等は、監査役会が定めた監査方針、監査計画を尊重し、監査が円滑に遂行されるよう監査環境の整備に協力する。
- ハ. 内部監査部門は、常に監査役と緊密な連携をとり、監査役の往査や会計監査人、弁護士等との情報交換の機会設定に協力するとともに、監査役との情報の共有化に努め、グループ全体の業務の適正確保を図る。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社グループは、平成20年1月11日に制定した「社員行動規範」において、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない」ことを定め、当社グループ全社員に社員教育を実施し周知徹底を図っております。

また、「社員行動規範」において、有事の際は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会が招集され、組織的に対処する体制を構築しております。

さらに、平素から反社会的勢力との関係を遮断するため、管理部総務課が外部専門機関と連携するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、当社グループ内の各事業所に情報を提供するなど社内体制の整備を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項でありますため、当社としましては基本方針の策定については検討を行っており、今後も検討を継続してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。安定的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を基本とし、今後の事業展開を勘案した上で業績に対応した配当を行うこととしております。

内部留保資金につきましては、企業価値の増大を図ることを目的として、中長期的な事業拡大のため、システム開発等に戦略的に投資し、長期的な競争力の向上と財務体質の強化を目指してまいります。

また、自己株式の取得についても、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために財務状況を勘案しながら検討してまいります。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年5月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,455,045	流動負債	2,045,959
現金及び預金	899,975	支払手形及び買掛金	893,927
受取手形及び売掛金	1,288,509	短期借入金	805,772
有価証券	20,963	リース債務	7,143
商品及び製品	144,144	未払法人税等	30,103
仕掛品	1,470	その他流動負債	309,013
原材料及び貯蔵品	43,148	固定負債	139,496
繰延税金資産	48,599	長期借入金	16,431
その他流動資産	10,765	リース債務	23,588
貸倒引当金	△2,531	繰延税金負債	26,878
固定資産	1,795,056	役員退職慰労引当金	54,493
有形固定資産	1,289,673	その他固定負債	18,105
建物及び構築物	335,546	負債合計	2,185,456
機械装置及び運搬具	40,726	(純資産の部)	
土地	871,590	株主資本	2,064,489
その他有形固定資産	41,810	資本金	294,675
無形固定資産	132,219	資本剰余金	259,675
のれん	515	利益剰余金	1,531,069
ソフトウェア	125,012	自己株式	△20,929
その他無形固定資産	6,691	その他の包括利益累計額	155
投資その他の資産	373,163	その他有価証券評価差額金	155
投資有価証券	57,514		
保険積立金	145,770		
その他投資	177,104		
貸倒引当金	△7,225	純資産合計	2,064,645
資産合計	4,250,101	負債純資産合計	4,250,101

連 結 損 益 計 算 書

(平成22年5月21日から
平成23年5月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,692,622
売 上 原 価		6,484,307
売 上 総 利 益		2,208,315
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,159,214
営 業 利 益		49,100
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,306	
受 取 家 賃	2,094	
作 業 く ず 売 却 益	1,130	
そ の 他	5,868	10,398
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,356	
そ の 他	3,847	15,204
経 常 利 益		44,295
特 別 利 益		
過 年 度 損 益 修 正 益	6,357	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,280	
保 険 解 約 益	708	12,346
特 別 損 失		
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	1,659	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,302	2,961
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		53,679
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32,681	
過 年 度 法 人 税 等	1,654	
法 人 税 等 調 整 額	520	34,856
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		18,823
当 期 純 利 益		18,823

連結株主資本等変動計算書

(平成22年5月21日から
平成23年5月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
平成22年5月20日残高	294,675	259,675	1,563,169	△20,883	2,096,635	2,066	2,098,701
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△50,923		△50,923		△50,923
当期純利益			18,823		18,823		18,823
自己株式の取得				△45	△45		△45
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)						△1,910	△1,910
連結会計年度中の変 動額合計	—	—	△32,100	△45	△32,145	△1,910	△34,056
平成23年5月20日残高	294,675	259,675	1,531,069	△20,929	2,064,489	155	2,064,645

(連結注記表)

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は株式会社アイオーテクノの1社のみであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社および関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券……………<時価のあるもの>

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

<時価のないもの>

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品……………移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

仕 掛 品……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

① 建物……………<平成10年3月31日以前に取得したもの>

(建物附属設備を除く) 法人税法に規定する旧定率法を採用しております。

<平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの>

法人税法に規定する旧定額法を採用しております。

<平成19年4月1日以降に取得したもの>

法人税法に規定する定額法を採用しております。

② 建物以外……………<平成19年3月31日以前に取得したもの>

法人税法に規定する旧定率法を採用しております。

<平成19年4月1日以降に取得したもの>

法人税法に規定する定率法を採用しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更生債権については財務内容評価法によって、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務を超えているため、当該超過額117,215千円を前払年金費用として投資その他の資産の「その他投資」に含めて計上しております。このため、当連結会計年度末における退職給付引当金残高はありません。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の均等償却を行っております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法……………税抜方式を採用しております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ411千円、税金等調整前当期純利益は2,071千円減少しております。

(2) 表示方法の変更

- ① 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表および連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更しております。
- ② 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 577,657千円
2. 担保に供している資産
機械装置及び運搬具 20,073千円
上記に対応する債務は次のとおりであります。
長期借入金 16,431千円
短期借入金 5,772千円
3. 有形固定資産の圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から直接減額している保険差益による圧縮記帳額は次のとおりであります。
建 物 14,620千円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数 3,675,000株
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数 37,715株
3. 配当金支払額等
(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
平成22年8月10日の定時株主総会において、次のとおり決議されました。
① 配当の総額 25,462千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ 1株当たり配当額 7円
④ 基準日 平成22年5月20日
⑤ 効力発生日 平成22年8月11日
(2) 平成22年12月24日開催の取締役会において、次のとおり決議されました。
① 配当の総額 25,461千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ 1株当たり配当額 7円
④ 基準日 平成22年11月20日
⑤ 効力発生日 平成23年2月4日
(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
平成23年8月10日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。
① 配当の総額 25,460千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ 1株当たり配当額 7円
④ 基準日 平成23年5月20日
⑤ 効力発生日 平成23年8月11日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資および短期的な運転資金を銀行等金融機関からの借り入れにより資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に設備投資および短期的な運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金については、金利の変動リスクを避けるため固定金利により資金を調達しております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年以内であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年5月20日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	899,975千円	899,975千円	—
(2)受取手形及び売掛金	1,288,509千円	1,288,509千円	—
(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	64,752千円	64,752千円	—
資産計	2,253,237千円	2,253,237千円	—
(1)支払手形及び買掛金	893,927千円	893,927千円	—
(2)短期借入金	805,772千円	805,772千円	—
(3)長期借入金	16,431千円	16,285千円	145千円
(4)リース債務	30,731千円	30,731千円	—
負債計	1,746,862千円	1,746,717千円	145千円

(注1) 金融商品の時価の算定方法および投資有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	13,725千円

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 567円63銭
- 1株当たり当期純利益 5円17銭

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	18,823千円
普通株式に係る当期純利益	18,823千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式の期中平均株式数	3,637,354株

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

VII. 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成23年5月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,327,717	流動負債	2,028,530
現金及び預金	737,533	支払手形	166,597
受取手形	119,587	買掛金	801,737
売掛金	1,169,278	短期借入金	800,000
有価証券	20,963	リース債	6,621
商品及び製品	159,618	未払金	50,366
仕掛品	102	未払費用	136,123
原材料及び貯蔵品	8,087	未払法人税等	28,667
未収入金	73,922	前受金	28,993
前払費用	9,383	預り金	8,570
繰延税金資産	32,321	その他流動負債	853
その他流動資産	188		
貸倒引当金	△3,269	固定負債	114,706
固定資産	1,735,776	リース債	20,846
有形固定資産	1,224,438	繰延税金負債	23,733
建物	318,910	役員退職慰労引当金	52,130
構築物	5,886	その他固定負債	17,997
車両運搬具	3,741		
工具、器具及び備品	24,309		
土地	871,590		
無形固定資産	128,625	負債合計	2,143,237
のれん	515	(純資産の部)	
ソフトウェア	121,783	株主資本	1,920,101
その他無形固定資産	6,327	資本金	294,675
投資その他の資産	382,711	資本剰余金	259,675
投資有価証券	57,514	資本準備金	259,675
関係会社株式	29,200	利益剰余金	1,386,681
出資金	40	利益準備金	40,543
破産更生債権等	7,516	その他利益剰余金	1,346,137
長期前払費用	3,344	別途積立金	1,200,000
保険積立金	136,938	繰越利益剰余金	146,137
差入保証金	46,618	自己株式	△20,929
前払年金費用	107,015	評価・換算差額等	155
その他投資	1,750	その他有価証券評価差額金	155
貸倒引当金	△7,225	純資産合計	1,920,256
資産合計	4,063,494	負債純資産合計	4,063,494

損 益 計 算 書

(平成22年5月21日から
平成23年5月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,709,339
売 上 原 価		6,867,641
売 上 総 利 益		1,841,697
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,821,719
営 業 利 益		19,978
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,257	
受 取 家 賃	31,584	
業 務 受 託 料	5,772	
そ の 他	5,587	48,201
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,919	
不 動 産 管 理 費	11,744	
そ の 他	2,035	24,700
経 常 利 益		43,479
特 別 利 益		
過 年 度 損 益 修 正 益	6,357	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,587	
保 険 解 約 益	708	12,653
特 別 損 失		
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	1,659	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,302	2,961
税 引 前 当 期 純 利 益		53,170
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25,216	
過 年 度 法 人 税 等	1,654	
法 人 税 等 調 整 額	8,599	35,470
当 期 純 利 益		17,700

株主資本等変動計算書

(平成22年5月21日から
平成23年5月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	計	
平成22年5月20日残高	294,675	259,675	259,675	40,543	1,200,000	179,360	1,379,360	1,419,903
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△50,923	△50,923	△50,923
当期純利益						17,700	17,700	17,700
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△33,222	△33,222	△33,222
平成23年5月20日残高	294,675	259,675	259,675	40,543	1,200,000	146,137	1,346,137	1,386,681

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成22年5月20日残高	△20,883	1,953,370	2,066	2,066	1,955,436
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△50,923			△50,923
当期純利益		17,700			17,700
自己株式の取得	△45	△45			△45
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△1,910	△1,910	△1,910
事業年度中の変動額合計	△45	△33,268	△1,910	△1,910	△35,179
平成23年5月20日残高	△20,929	1,920,101	155	155	1,920,256

(個別注記表)

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……………〈時価のあるもの〉

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

〈時価のないもの〉

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品……………移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

仕 掛 品……………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産(リース資産を除く)

(1) 建 物……………〈平成10年3月31日以前に取得したもの〉

(建物附属設備を除く)

法人税法に規定する旧定率法を採用しております。

〈平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの〉

法人税法に規定する旧定額法を採用しております。

〈平成19年4月1日以降に取得したもの〉

法人税法に規定する定額法を採用しております。

(2) 建 物 以 外……………〈平成19年3月31日以前に取得したもの〉

法人税法に規定する旧定率法を採用しております。

〈平成19年4月1日以降に取得したもの〉

法人税法に規定する定率法を採用しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年度とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更生債権については財務内容評価法によって、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務を超えているため、当事業年度末における退職給付引当金残高はありません。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法……………税抜方式を採用しております。

6. 重要な会計方針の変更

(1) 会計処理の原則又は手続の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ411千円、税引前当期純利益は2,071千円減少しております。

(2) 表示方法の変更

① 前事業年度において区分掲記しておりました「電話加入権」(当事業年度6,132千円)は重要性が乏しいため、当事業年度においては無形固定資産の「その他無形固定資産」に含めて表示しております。

② 前事業年度において区分掲記しておりました「長期未払金」(当事業年度5,562千円)および「長期預り保証金」(当事業年度7,017千円)は重要性が乏しいため、当事業年度においては固定負債の「その他固定負債」に含めて表示しております。

③ 前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「業務受託料」(前事業年度2,886千円)は、金額的重要性が高くなったため、当事業年度より区分掲記しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	74,445千円
関係会社に対する短期金銭債務	134,825千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	480,843千円
3. 有形固定資産の圧縮記帳額	
有形固定資産の取得価額から直接減額している保険差益による圧縮記帳額は次のとおりであります。	
建 物	14,620千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
売上高 21,367千円
仕入高 1,605,218千円
その他の営業取引高 30,449千円
営業取引以外の取引高 39,680千円
2. 不動産管理費は、賃貸不動産に係る減価償却費および租税公課等の経費を計上したものであります。

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 37,715株

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

流動資産

繰延税金資産	
未払賞与	21,384千円
未払社会保険料	2,934千円
賞与未払社会保険料	2,645千円
未払事業税	2,237千円
一括償却資産	1,497千円
未払労働保険料	1,004千円
その他	617千円
計	32,321千円

固定負債

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	20,799千円
投資有価証券評価損	7,029千円
会員権評価損	4,839千円
貸倒引当金	1,561千円
資産除去債務	2,161千円
その他	832千円
小計	37,225千円
評価性引当額	△17,340千円
計	19,884千円

繰延税金負債	
前払年金費用	42,699千円
資産除去債務	918千円
計	43,617千円

繰延税金負債純額 23,733千円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額(千円)	期末残高相当額 (千円)
車両運搬具	24,406	21,255	3,151
工具、器具及び備品	105,827	78,173	27,654
ソフトウェア	6,105	5,251	853
合計	136,339	104,680	31,659

(2) 未経過リース料期末残高相当額

一年内	20,045千円
一年超	13,467千円
合計	33,513千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	27,885千円
減価償却費相当額	25,880千円
支払利息相当額	1,338千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 主要株主等

(単位：千円)

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
主要 株主	加藤道明	被所有 直接 23.9	当社最高顧問	顧問料の支払	14,400	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
顧問料は、最高顧問に関する内規に基づき決定しております。

2. 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 アイオーテクノ	所有 直接 100.0	リサイクル商品の仕入および設備の賃貸 役員の兼務	リサイクル商品の仕入(仕入割戻)	1,605,218	買掛金	134,371
						未収入金	73,197
				工場・事務所の賃貸	29,610	受取家賃	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
取引条件は市場価格を勘案して一般の取引と同様に決定しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 527円93銭
2. 1株当たり当期純利益 4円86銭
- ※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	17,700千円
普通株式に係る当期純利益	17,700千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式の期中平均株式数	3,637,354株

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X. 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

ケイティケイ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 太田 豊 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西野 賢也 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の平成22年5月21日から平成23年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイティケイ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

ケイティケイ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 太田 豊 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西野 賢也 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の平成22年5月21日から平成23年5月20日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年5月21日から平成23年5月20日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および五十鈴監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年6月30日

ケイティケイ株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋省吾 ㊟

監査役 林崎正生 ㊟

監査役 常盤秀樹 ㊟

(注) 常勤監査役高橋省吾および監査役林崎正生は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の業績は大変厳しい結果となりましたが、期末配当につきましては、当社の利益配分に関する基本方針である安定的な配当を継続的に行い、株主の皆様のご支援に報いるとともに、今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額25,460,995円

※平成23年2月に実施しました中間配当金（1株につき7円）と合わせて通期の株主配当金は、1株につき14円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年8月11日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年5月21日から翌年5月20日までとしておりますが、現行の事業年度では上期に比べ、年末・年始の休暇やゴールデンウィークが期間に含まれる下期の営業稼働日数が少なくなり、当社の業績に大きく影響を及ぼす傾向があります。また、租税、販売促進用カタログ等の諸経費が下期に偏重する傾向にあります。こうした季節・期間変動等の要因を平準化し、利益面における上期・下期の偏重を是正することで、株主の皆様にご理解をいただき、当社の事業年度を毎年8月21日から翌年8月20日までに変更いたしたいと存じます。

これに伴い、現行定款第12条（株主総会の招集）、第13条（定時株主総会の基準日）、第42条（事業年度）、第43条（剰余金の配当の基準日）、第44条（中間配当）につき所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い第41期事業年度は、平成23年5月21日から平成24年8月20日までの1年3ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>8</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>5</u>月20日とする。 (事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年<u>5</u>月21日から翌年5月20日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>5</u>月20日とする。 (中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>11</u>月20日を基準日として中間配当をすることができる。 (新 設)</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>11</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>8</u>月20日とする。 (事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年<u>8</u>月21日から翌年8月20日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>8</u>月20日とする。 (中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>2</u>月20日を基準日として中間配当をすることができる。 (附則)</p> <p><u>第1条</u> <u>第41条の規定にかかわらず、第41期事業年度の会計監査人の任期は、第41期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本条は、第41期事業年度に関する定時株主総会終結をもって削除する。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第42条の規定にかかわらず、第41期事業年度は、平成23年5月21日から平成24年8月20日までの1年3ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>第44条の規定にかかわらず、第41期事業年度の中間配当の基準日は、平成23年11月20日とする。</u></p> <p><u>第4条</u> <u>本附則第2条から第4条は平成24年8月20日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p style="text-align: center;">いとう かずえ 伊藤 主計 (昭和14年3月19日生)</p>	<p>昭和41年9月 本田技研工業株式会社入社 平成4年6月 同社取締役 平成6年6月 同社取締役欧州地域本部長兼 ホンダモーターヨーロッパ社長 平成7年6月 同社常務取締役 平成10年6月 同社常務取締役退任 平成11年4月 株式会社アイテクノ代表取締役社長 平成14年8月 当社代表取締役副社長 同 株式会社アイオーテクノ代表取締 役社長(現任) 平成15年8月 当社代表取締役社長 平成18年6月 株式会社スワットビジネス代表取 締役社長 平成19年10月 当社代表取締役社長サプライ、ソ リューション事業部統括 平成21年6月 当社代表取締役社長サプライ、ソ リューション事業部統括兼経営執 行会議議長 平成23年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 兼経営執行会議議長(現任)</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社アイオーテクノ代表取締役社長</p>	204,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	すずき かつろう 鈴木 克郎 (昭和16年4月16日生)	昭和35年4月 本田技研工業株式会社入社 平成元年6月 同社取締役 平成5年6月 同社常務取締役 平成10年6月 同社代表取締役専務取締役 平成14年6月 同社代表取締役専務取締役退任 平成15年8月 当社顧問 平成17年8月 当社顧問退任 平成18年8月 株式会社アイオーテクノ技術顧問 平成19年8月 当社取締役 平成19年10月 当社取締役生販戦略会議議長 平成21年6月 当社取締役経営執行会議副議長 平成21年8月 当社常務取締役経営執行会議副議長 平成21年11月 当社常務取締役品質保証推進本部長兼経営執行会議副議長 (現任)	3,900株
3	きむら ひろし 木村 裕史 (昭和29年11月19日生)	昭和52年4月 桑名商業開発株式会社入社 平成9年8月 当社入社 平成14年1月 当社経営企画室長 平成15年3月 当社経営管理部長 平成15年8月 当社取締役経営管理部長 平成17年5月 当社取締役管理部長 平成22年8月 当社常務取締役管理部長 (現任)	22,900株
4	あかはね さとし 赤羽 聡 (昭和34年10月23日生)	昭和62年5月 信幸商会株式会社入社 平成3年9月 当社入社 平成9年8月 株式会社アイオーテクノ駒ヶ根工場長 (出向) 平成17年5月 当社執行役員経営企画部長 平成21年5月 当社執行役員サプライ事業部長 平成21年8月 当社取締役サプライ事業部長 平成21年11月 当社取締役サプライ事業部長兼品質保証推進本部営業品質保証主任管理者 平成23年2月 当社取締役経営企画部長 (現任)	14,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	あおやまひでお 青山英生 (昭和39年10月8日生)	昭和63年4月 株式会社東海銀行入行 平成5年3月 株式会社青雲クラウン入社 平成9年9月 同社常務取締役 平成12年9月 同社代表取締役副社長 平成16年9月 同社代表取締役社長(現任) 平成22年8月 当社社外取締役(現任) 重要な兼職の状況 株式会社青雲クラウン代表取締役社長	16,700株

- (注) 1. 青山英生氏は、株式会社青雲クラウンの代表取締役社長を兼務し、同社は当社と販売提携契約を締結し協業関係にあります。
2. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 青山英生氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
- (1) 社外取締役の選任理由
青山英生氏は、株式会社青雲クラウンの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。その経験と見識に基づき、当社の事業運営に対する助言や監視を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
- (2) 青山英生氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者(主要な取引先)である、株式会社青雲クラウンの業務執行者であり、また、過去5年間につきましても、上記の略歴のとおり同社の業務執行者でありました。また、同社から過去2年間に報酬等を受領しており、今後も受領する予定であります。
- (3) 青山英生氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (4) 責任限定契約
当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。
5. 第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、各取締役候補者の任期は、第41期定時株主総会終結の時までとなります。

第4号議案 監査役2名選任の件

第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、監査役高橋省吾および林崎正生の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たかはしせいご 高橋省吾 (昭和13年1月6日生)	平成元年6月 イビデン株式会社取締役 平成3年6月 イビデン工業株式会社(現イビデングリーンテック株式会社)代表取締役副社長 平成5年5月 イビデン産業株式会社代表取締役社長 平成15年5月 同社退任 平成15年6月 株式会社勢慶映像ネットワーク監査役 平成16年8月 当社常勤監査役(現任) 平成19年6月 株式会社勢慶映像ネットワーク監査役退任	900株
2	はやしざきまさお 林崎正生 (昭和12年1月1日生)	平成6年7月 高岡税務署長 平成7年9月 東海税理士会尾張瀬戸支部登録 平成9年4月 社団法人瀬戸旭法人会専務理事 平成10年8月 当社監査役(現任) 平成20年3月 社団法人瀬戸旭法人会専務理事退任	900株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高橋省吾および林崎正生の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。

(1) 社外監査役の選任理由

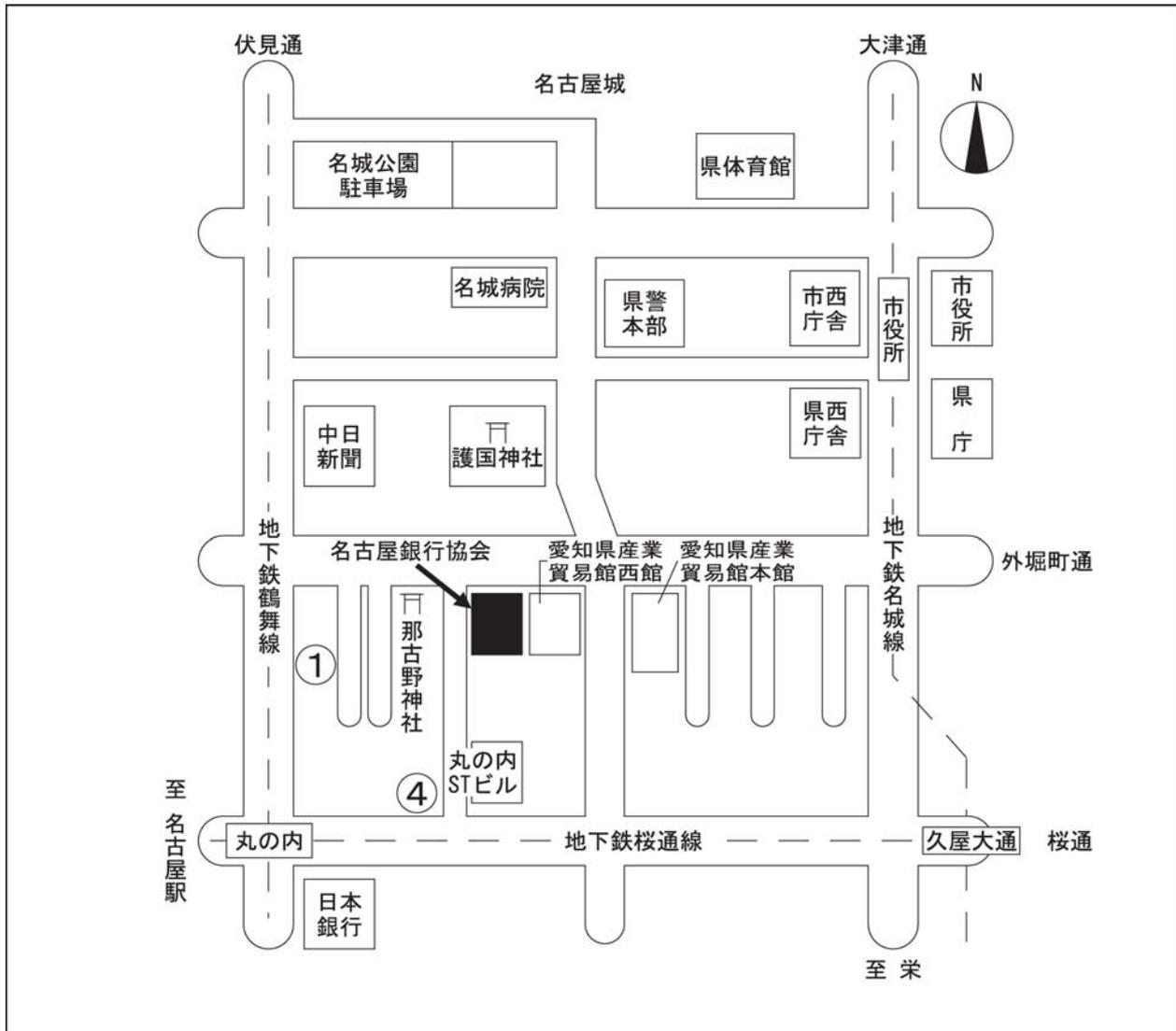
- 高橋省吾氏は、イビデン産業株式会社の社長経験者であり、経営全般の視点からの確かな監査業務を期待して、社外監査役候補者とするものであります。
なお、同氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
- 林崎正生氏は、税理士としての専門的な見地から主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な指導を期待して社外監査役候補者とするものであります。過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。

- (2) 責任限定契約
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。
4. 第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、各監査役候補者の任期は、第43期定時株主総会終結の時までとなります。
 5. 各候補者は、当社が株式を上場している大阪証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。

以 上

株主総会会場ご案内

【会場】 名古屋銀行協会 5階大ホール
住所：名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
電話：052-231-7851（代）



【交通のご案内】

〈地下鉄〉桜通線、鶴舞線丸の内駅下車（1番、4番出口）徒歩6分
※会場の駐車場は限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。